公共埼第１３号

令和７年４月１日

各所属所長　様

公立学校共済組合埼玉支部長

育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金の創設について（通知）

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和６年法律第４７号。以下「改正法」といいます。）の施行に伴い、地方公務員等共済組合法の一部が改正されましたので、下記のとおりお知らせします。

各所属所におかれましては、制度の実施、及び所属する組合員への周知等につきまして、御協力いただきますようお願いいたします。

１　制度の概要

育児休業を取得している間に支給される休業給付にかかり、従来の育児休業手当金に加え、新たに育児休業支援手当金、及び育児時短勤務手当金が創設されます。

各手当金の概要は、以下のとおりです。

（１）　育児休業支援手当金

令和７年４月１日以降、組合員及びその配偶者の方が対象期間（※）内に育児休業等を取得した場合、最大２８日間、標準報酬の日額の１３％が支給されます。

※対象期間･･･育児休業等に係る子について産後休業等をしなかったときは、その子の出生の日から起算して５６日を経過する日の翌日までの期間、組合員が当該育児休業等に係る子について産後休業等を取得したときは、その子の出生の日から起算して１１２日を経過する日の翌日までの期間。

（参考）

・組合員が当該育児休業等に係る子について産後休業等をしたときの対象期間

子の出生日が…	いつから	いつまで
出産予定日より前	子の出生日	出産予定日から起算して112日を経過する日の翌日
出産予定日と同日	子の出生日	子の出生日から起算して112日を経過する日の翌日
出産予定日より後	出産予定日	子の出生日から起算して112日を経過する日の翌日

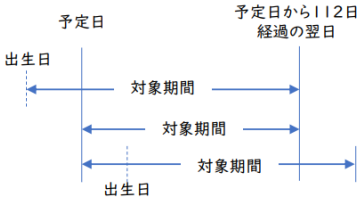

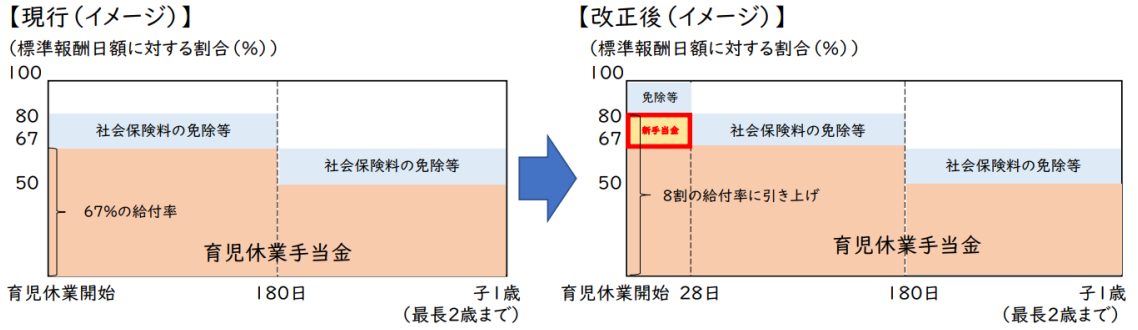

支給条件

次の①及び②のいずれにも該当する必要があります。

① 対象期間内に育児休業等をした日数が通算して１４日以上であるとき。

② 当該組合員の配偶者が当該育児休業等に係る子について配偶者育児休業等をしたとき。

なお、次のいずれかに該当する場合は、上記①のみ該当すれば支給されることになります。

ア　配偶者のない者や子と法律上の親子関係がない配偶者等である場合

イ　配偶者が雇用保険法の適用事業に雇用される労働者でないものである場合

ウ　配偶者が労働基準法の規定による産後休業や国家公務員がする産後休暇をした場合

支給しない場合

○　組合員が、すでに育児休業支援手当金の支給を受けたことがあり、かつ次のいずれかに該当する場合には、育児休業支援手当金は支給しません。

- 同一の子について、当該組合員が複数回の育児休業等を取得することについて妥当である場合として総務省令で定める場合に該当しない場合における２回目以後の育児休業等
- 同一の子について、当該組合員が５回以上の育児休業等（５回以上の取得についてやむを得ない理由がある場合として総務省令で定める場合に該当するものを除く。）をした場合における５回目以後の育児休業等
- 同一の子について、当該組合員がした育児休業ごとに、当該育児休業等を開始した日から当該育児休業等を終了した日までの日数を合算して得た日数が２８日に達した日後の育児休業等
- 同一の育児休業等について雇用保険法の規定による出生後休業支援給付金を受給できるとき。

（２） 育児時短勤務手当金

令和７年４月１日以降、２歳未満の子を養育するために育児時短勤務をする組

合員が一定の要件（支給対象月における報酬の額が支給限度額未満であること等）を満たす場合に、育児時短勤務手当金を支給します（支給額：支給対象月に支払われた報酬の額のうち最大で１０％）。

支給額

① 報酬の額が、育児時短勤務を開始した日の属する月における
標準報酬月額の９０/１００未満のとき
⇒１０/１００

② 報酬の額が、育児時短勤務を開始した日の属する月における
標準報酬月額の９０/１００以上、１００/１００のとき
⇒１０/１００から一定の割合で逓減された率

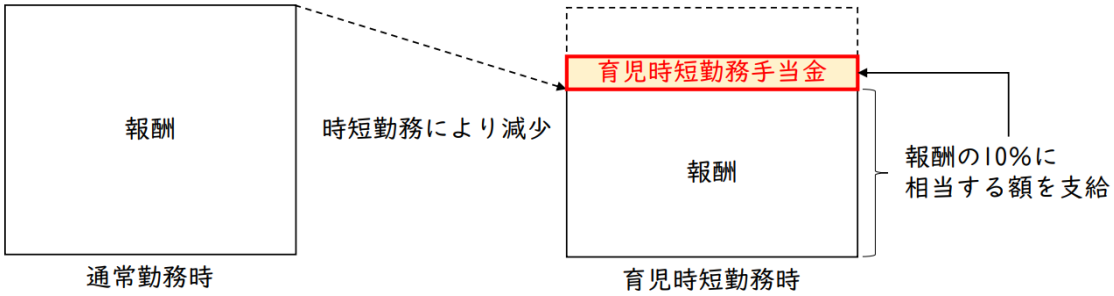

支給要件

・組合員が育児時短勤務をした場合に、支給対象月につき支給されます。
支給対象月：育児時短勤務の開始日の属する月から、育児時短勤務の終了した日の属する月の期間内の月（初日から末日まで引き続いて組合員であり、育休手当金・介護休業手当金を受給できる休業をしなかった月に限る。）

（例）

資格取得	育児休業開始	育児休業終了	育児時短勤務開始	育児時短勤務終了
H24.4.1	R6.10.1	R7.4.29	R7.4.30	R7.8.30

⇒支給対象月は、R7.5月～R7.7月

支給しない場合

○ 算定した手当金の支給額が一定の額（※）を超えないときは、その支給対象月は支給されません。

※一定の額･･･雇用保険法第１７条第４項第１号に掲げる額（当該額が同法第１８条の規定により変更された場合には、当該変更された後の額）の８０％に相当する額

○　同一の育児時短勤務について、雇用保険法の規定による育児時短就業給付金、高年齢雇用継続給付金、高年齢再就職給付金を受給できるとき。

２　施行日

令和７年４月１日

３　留意事項

支給要件の詳細や請求方法については、判明し次第、随時ホームページ・広報誌等により周知する予定です。

公立学校共済組合　埼玉支部　短期給付担当
ＴＥＬ：０４８－８３０－６６９６
〒３３０－００６３
埼玉県さいたま市浦和区高砂３－１４－２１
職員会館５階福利課内